野村アセットマネジメント　NOMURA

NEXT FUNDS

NEXT FUNDS専用サイト
https://nextfunds.jp/

投資信託説明書
（交付目論見書）

使用開始日
2026年1月15日

証券コード：2251

NEXT FUNDS
JPX国債先物ダブルインバース指数連動型上場投信

愛称：NF・JGB先物ダブルインバETF

追加型投信／国内／債券／ＥＴＦ／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル
0120-753104〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時
●ホームページ
https://www.nomura-am.co.jp/

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	債券	ＥＴＦ	インデックス型	その他資産（債券先物取引）	年1回	日本	その他（JPX国債先物ダブルインバース指数）

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞
■設立年月日：1959年12月1日
■資本金：171億円（2025年11月末現在）
■運用する投資信託財産の合計純資産総額：75兆7175億円（2025年10月31日現在）

この目論見書により行なうNEXT FUNDS JPX国債先物ダブルインバース指数連動型上場投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月14日に関東財務局長に提出しており、2026年1月15日にその効力が生じております。

●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

JPX国債先物ダブルインバース指数※（対象指数）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。）を目指します。

※JPX国債先物ダブルインバース指数は、日々の変動率を、大阪取引所で取引される長期国債先物取引の前日比価格変動率の－2（マイナス2）倍として計算された指数です。2008年12月30日の指数値を10000ポイントとしています。

ファンドの特色

主要投資対象

円建ての短期公社債等の短期有価証券を主要投資対象とし、わが国の国債を対象とした先物取引（海外の取引所において取引されるものを含みます。）（以下「国債先物取引」といいます。）を主要取引対象とします。
なお、わが国の長期国債およびJPX国債先物指数に連動する投資成果を目指す投資信託証券（以上を総称して「対象資産等」といいます。）ならびに対象指数に連動する投資成果を目指す投資信託証券（以下「対象指数連動投資信託証券」といいます。）に投資する場合があります。
また、国債先物取引ならびに対象資産等および対象指数連動投資信託証券の売買をあわせて「国債先物取引等」といいます。

投資方針

①ファンドは、円建ての短期公社債等の短期有価証券を中心に、コールローン等にも投資するとともに、国債先物取引等を行ない、対象指数に連動する投資成果を目指します。

②国債先物取引の売建ての時価額および対象指数連動投資信託証券の時価額の合計額から保有する対象資産等の時価額を差し引いた額（以下「実質売建エクスポージャー額」といいます。）は、原則として信託財産の純資産総額の2倍程度となるように調整を行ないます。なお、合計額の計算において、対象指数連動投資信託証券の時価額は、実額の2倍の額とみなします。

③取引を行なう国債先物取引は、出来高その他流動性を勘案して、海外の取引所で行なわれるものを取引する場合があります。この場合の証拠金等、外貨建資産への投資にあたっては、為替ヘッジを行なうことを基本とします。

④取引を行なう国債先物取引の限月の変更は、対象限月銘柄の出来高その他流動性を勘案して行ないます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

⑤一部解約の実行の請求に応じる場合には、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行ないます。ただし、当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。

⑥上記のほか、次の場合には、信託財産の構成を調整するために国債先物取引等の運用指図を行なうことを基本とします。

ア．対象指数の変動等の要因により、実質売建エクスポージャー額が信託財産の純資産総額の２倍程度から乖離した場合

イ．対象指数の計算方法等が変更された場合もしくは当該変更等が公表された場合

ウ．アおよびイのほか、基準価額と対象指数の連動性を維持する等のために必要な場合

■JPX国債先物ダブルインバース指数の著作権等について■

JPX国債先物ダブルインバース指数の指数値及びJPX国債先物ダブルインバース指数に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などJPX国債先物ダブルインバース指数に関するすべての権利・ノウハウ及びJPX国債先物ダブルインバース指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、JPX国債先物ダブルインバース指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換したもの等に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

分配の方針

毎年10月20日に分配を行ないます。
分配金額は、信託財産から生ずる配当等収益(注)から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、売買益が生じても、分配は行ないません。

（注）「配当等収益」には、受取利息およびその他の収益金を含みます。

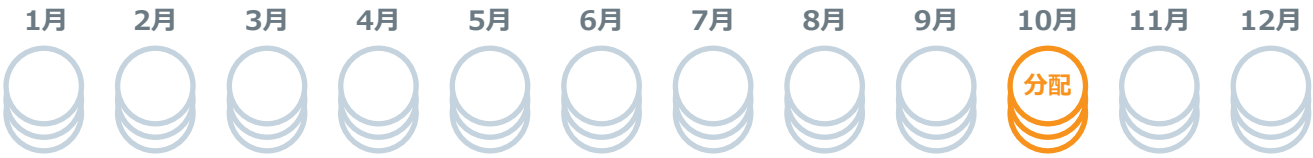

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは国債先物取引を積極的に活用しますので、これらの影響を受けます。

＊基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象指数と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が対象指数と高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

①実質売建エクスポージャー額が必ずしも純資産総額の２倍と同額とならないこと
②追加設定・解約等に対応するために行なった国債先物取引の約定値段と当該日の評価値段とのずれ
③追加設定・解約時または取引を行なう国債先物取引の限月の変更時等における売買コストの負担があること、また国債先物取引の限月間に価格差（スプレッド）があること
④取引を行なう国債先物取引の限月の変更を対象限月銘柄の出来高その他流動性を勘案して行なうため、指数算出ルール通りに限月の変更を必ずしも行なわないため
⑤公社債等の短期有価証券への投資による利子等収入があること
⑥信託報酬等のコスト負担があること

＊対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

また、主として以下のような状況が発生した場合、前記の「投資方針」に従って運用ができない場合があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

①国債先物取引において取引規制が行なわれた場合
②運用資金が少額の場合
③国債先物取引の証拠金の差し入れ比率が一定水準以上に引き上げられた場合
④市場の大幅な変動や流動性の低下等により、国債先物取引が成立せず、または、必要な取引数量のうち全部または一部が成立しない場合

その他の留意点

◆**ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- 受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。
- 基準価額の値が著しく小さくなる等、運用上やむをえない場合が発生したときは、ファンドは、上場廃止のうえ信託を終了する場合があります。
- ファンドは、当初設定日から3年を経過した日以降において、純資産総額が30億円を下回った日から起算して90営業日以内に45億円に到達しない場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご留意ください。
- **JPX国債先物ダブルインバース指数に内在する性質に関する注意点**

  JPX国債先物ダブルインバース指数は、常に、前営業日に対する当営業日の当インデックスの騰落率が、同期間の長期国債先物の価格の騰落率の「－2倍」（マイナス2倍）となるよう計算されます。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるJPX国債先物ダブルインバース指数の騰落率は、一般に長期国債先物の価格の騰落率の「－2倍」とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じます。

  2営業日以上離れた期間におけるJPX国債先物ダブルインバース指数の騰落率と長期国債先物の価格の騰落率の「－2倍」との差（ずれ）は、当該期間中の長期国債先物の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性がありますが、一般に、長期国債先物取引の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなります。また、一般に、期間が長くなれば長くなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向があります。

  したがって、NEXT FUNDS JPX国債先物ダブルインバース指数連動型上場投信（NF・JGB先物ダブルインバETF）は、一般的に中長期の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品です。
- **指数の動きと実際のファンドの値動きの乖離に関する注意点**

  実際のファンドの基準価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響、ファンドが取引を行なう国債先物取引と指数算出ルールで限月の変更タイミングが異なることなどにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。

  また、ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

投資リスク

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

投資リスク

リスクの定量的比較（2020年12月末～2025年11月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

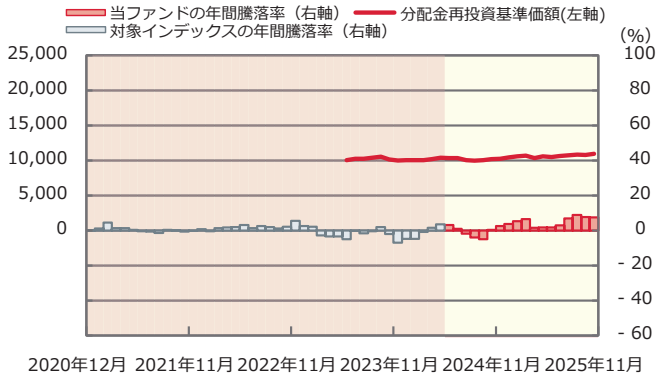

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

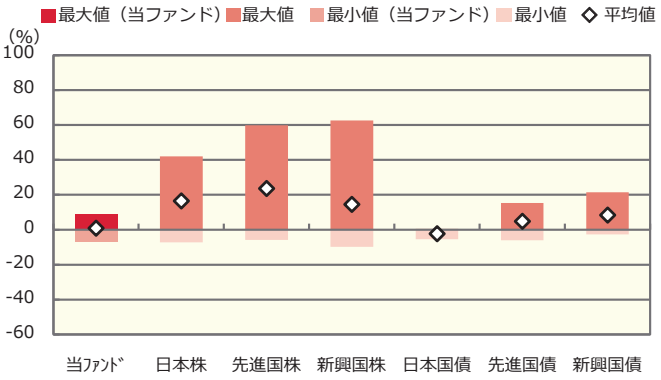

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**8.8**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **6.9**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 2.7
平均値（%）	**0.9**	16.5	23.6	14.5	△ 2.3	4.9	8.4

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本（100口あたり）を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2024年5月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

運用実績（2025年11月28日現在）

基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

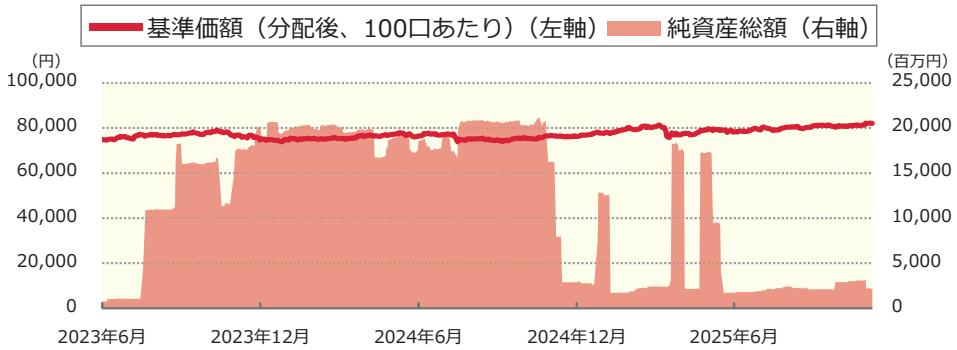

分配の推移

（100口あたり、課税前）

2025年10月	0 円
2024年10月	0 円
2023年10月	0 円
--	--
--	--
設定来累計	0 円

主要な資産の状況

投資比率

資産の種類／名称	種類	投資比率（%）
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	100.0
(内)長期国債先物(6%、10年)(2025年12月限)	債券先物取引	(売建) 196.4

年間収益率の推移（暦年ベース）

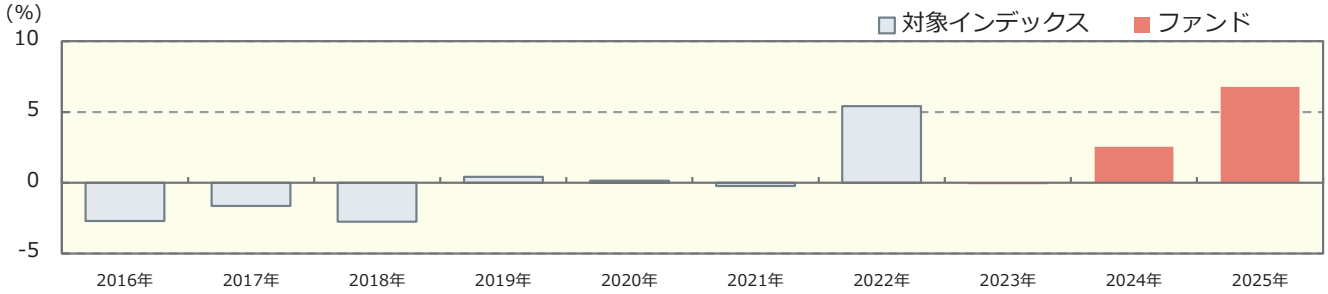

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2016年から2022年は対象インデックスの年間収益率。
・2023年は設定日（2023年6月21日）から年末までの収益率。
・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	100,000口以上100,000口単位
購入価額	購入申込日の翌営業日（購入申込受付日）の基準価額に100.05%以内（2026年1月14日現在100.01%）の率を乗じた価額 （ファンドの基準価額は100口あたりで表示しております。）
購入代金	原則、販売会社の指定する日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
当初元本	1口あたり750円

換金単位	100,000口以上100,000口単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して4営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。

申込締切時間	原則、午後4時30分までに、申込みが行なわれたものを当日の受付分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購入の申込期間	2026年1月15日から2027年1月19日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
申込不可日	次の期日または期間における、購入、換金の各お申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行なうことができます。 ＜購入＞ ・取引を行なう国債先物取引の限月の変更を行なう期間として委託会社が別に定めるもの ・購入申込日当日が、ファンドの決算日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内） ・上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ＜換金＞ ・取引を行なう国債先物取引の限月の変更を行なう期間として委託会社が別に定めるもの ・換金申込日当日が、ファンドの決算日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内） ・上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

手続・手数料等

購入・換金申込受付の中止及び取消し	次のような事情が発生した場合には、委託会社の判断で購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことができます。 1. ファンドが行なう国債先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所（海外の取引所を含みます。）の当日の立会の全部または一部が行なわれないときもしくは停止されたとき。 2. ファンドが行なう国債先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る金融商品取引所（海外の取引所を含みます。）の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当該ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ※上記にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消す場合があります。また、購入申込日において、当日申込み分の購入申込口数と換金申込口数の差が当日の残存口数を超えることとなる場合、購入申込みの受付を停止することおよびすでに受付けた購入申込みの受付を取消すことができます。

信託期間	無期限 （2023年6月21日設定）
上場市場	東京証券取引所
繰上償還	当初設定日から3年を経過した日以降において、ファンドの純資産総額が30億円を下回った日から起算して90営業日以内に45億円に到達しない場合、上場した全ての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、償還となります。上場した全ての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に償還のための手続きを開始します。また、やむを得ない事情が発生したときは償還となる場合があります。
決算日	毎年10月20日
収益分配	年1回の決算時に分配を行ないます。
信託金の限度額	3000億円
公告	原則、https://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。
運用報告書	運用報告書は作成いたしません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社が独自に定める額 （詳しくは販売会社にお問い合わせください。） 購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。
その他の費用	購入価額は、基準価額に100.05%以内（2026年1月14日現在100.01%）の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.05%以内（2026年1月14日現在0.01%）の率を乗じて得た額を１口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に0.05%以内（2026年1月14日現在0.01%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
換金時手数料	販売会社が独自に定める額 （詳しくは販売会社にお問い合わせください。） 換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 （信託報酬）	信託報酬の総額は、①により計算した額に②により計算した額を加えた額とします。 ①日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。

信託報酬率			年0.418%（税抜年0.38%）以内 （2026年1月14日現在 年0.418%（税抜年0.38%））
支払先の配分（税抜）および役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.35%
	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.03%

＊上記配分は、2026年1月14日現在の信託報酬率における配分です。

②有価証券の貸付を行なった場合は、日々、その品貸料の44%（税抜40%）以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額。
その配分については委託会社80%、受託会社20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

<table>
<tr><td></td><td>その他の費用・手数料</td><td>
◆対象指数に係る商標使用料（2026年1月14日現在）
ファンドの純資産総額に対し、最大年0.055%（税抜年0.05%）を乗じて得た額とします。
<table>
<tr><th>ファンドの純資産総額</th><th>200億円以下の部分</th><th>200億円超1000億円以下の部分</th><th>1000億円超の部分</th></tr>
<tr><td>商標使用料</td><td>年0.055%（税抜年0.05%）</td><td>年0.0495%（税抜年0.045%）</td><td>年0.044%（税抜年0.04%）</td></tr>
</table>
ただし、年間の商標使用料は、2026年6月22日までは最低50万円、2026年6月23日以降は、最低100万円とします。

◆ファンドの上場に係る費用（2026年1月14日現在）
・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。なお、ファンドから支払わない金額については、委託会社の負担となります。

また、その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・外貨建資産の保管等に要する費用
・有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用
・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
・ファンドに関する租税　等
</td></tr>
</table>

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時、換金（解約）時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

＊上記は2025年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
＊法人の場合は上記とは異なります。
＊税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

■ファンドが対象とする指数の値動きについて■

◆JPX国債先物ダブルインバース指数は、日々の騰落率が長期国債先物の価格の騰落率の－２（マイナス２）倍として計算された指数です。したがって、以下の例に示すように、JPX国債先物ダブルインバース指数の騰落率と長期国債先物の価格の騰落率とは、**２日以上離れた日との比較においては、一般に「－２倍」とはなりません**ので、十分ご留意ください。

＜例①＞長期国債先物の価格が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
長期国債先物	－5%	＋10%
JPX国債先物ダブルインバース指数	＋10%	－20%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
長期国債先物	－5%	**＋4.5%**
JPX国債先物ダブルインバース指数	＋10%	**－12%**

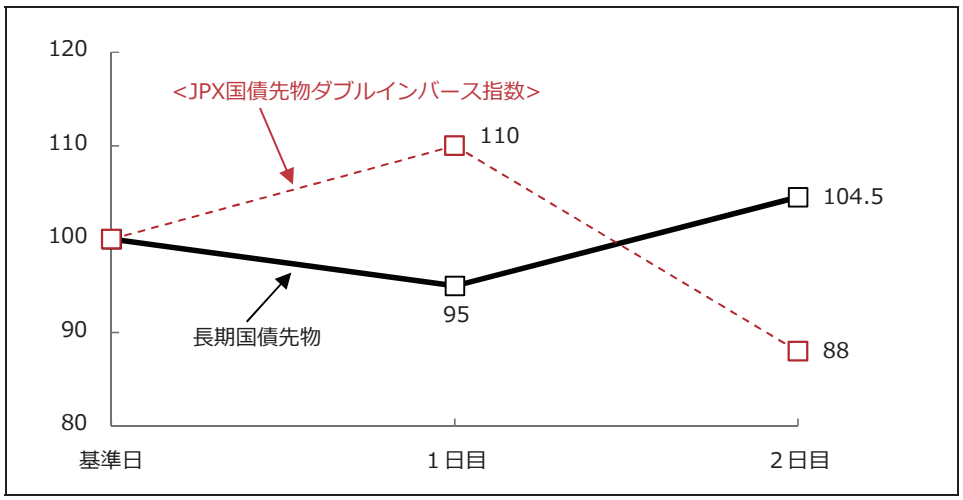

追加的記載事項

＜例②＞長期国債先物の価格が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
長期国債先物	＋5%	－10%
JPX国債先物ダブルインバース指数	－10%	＋20%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
長期国債先物	＋5%	**－5.5%**
JPX国債先物ダブルインバース指数	－10%	**＋8%**

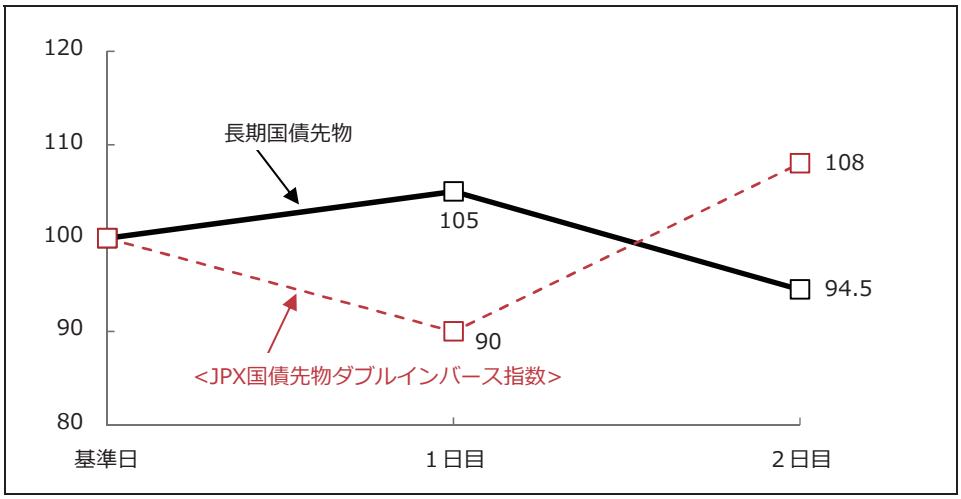

＜例③＞長期国債先物の価格が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
長期国債先物	＋5%	＋10%
JPX国債先物ダブルインバース指数	－10%	－20%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
長期国債先物	＋5%	**＋15.5%**
JPX国債先物ダブルインバース指数	－10%	**－28%**

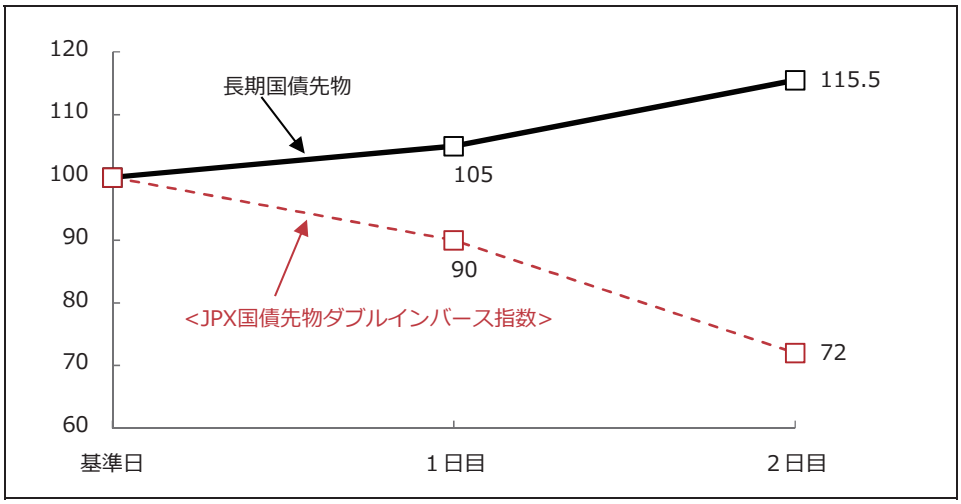

追加的記載事項

＜例④＞長期国債先物の価格が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き

	1日目	2日目
長期国債先物	－5%	－10%
JPX国債先物ダブルインバース指数	＋10%	＋20%

基準日からの値動き

	1日目	2日目
長期国債先物	－5%	**－14.5%**
JPX国債先物ダブルインバース指数	＋10%	**＋32%**

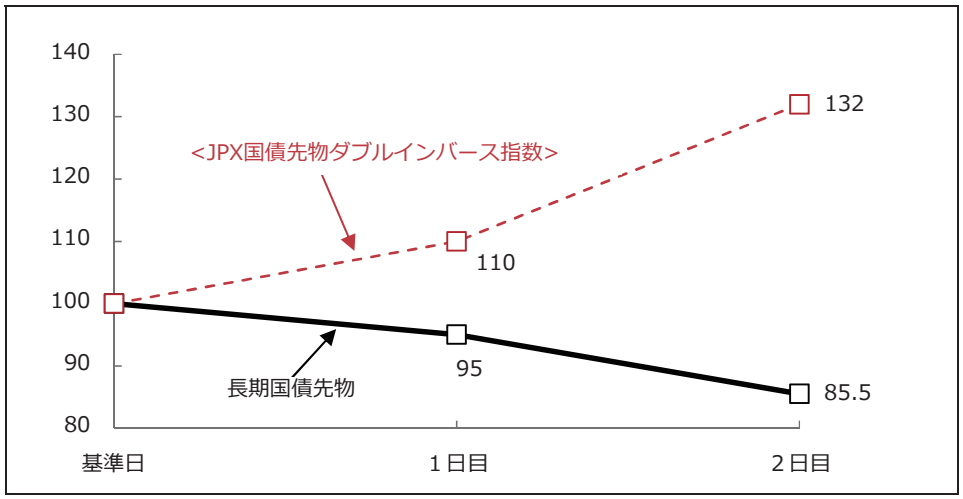

※これらの例示は、長期国債先物の値動きとJPX国債先物ダブルインバース指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。
実際のファンドの基準価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響、ファンドが取引を行なう国債先物取引と指数算出ルールで限月の変更タイミングが異なることなどにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。
また、ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。